

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領

制 定	平成29年 3 月31日28食産第6061号 農林水産省食料産業局長通知
一部改正	平成30年 3 月30日29食産第5400号
一部改正	平成31年 3 月29日30食産第5242号
一部改正	令和 2 年 3 月31日元食産第5631号
一部改正	令和 3 年 3 月26日 2 食産第6767号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 2 の（2）の植物品種等海外流出防止総合対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表 1 の 2 の（2）事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次の 1 から 4 のとおりとする。なお、特段の定めがない経費の補助率は定額とする。

また、本事業については、海外における品種登録出願及び育成者権侵害対策を効率的に進める必要があることから、植物品種等海外流出防止対策強化事業及び農業知的財産保護・活用支援事業との一体的な執行に努めることとする。

1 海外出願促進対策

- （1）海外における我が国品種の育成者権を確保するため、海外への品種登録出願に係る支援の対象とする品種について、当該品種の育成者権者から公募する。

支援対象品種は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）の品種を原則とし、申請に当たっては、輸出先国やその他必要事項を記載することとする。

なお、「輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日農林水産大臣決定）」に基づき農林水産大臣による認定を受けたGFPグローバル産地計画に記載のある品種（以下「グローバル産地と連携した品種」という。）については、当該出願品種にかかる今後の輸出計画を策定し記載するとともに、グローバル産地と連携した品種以外についても、当該出願品種で輸出に取り組もうとする産地の状況を集約し、その見込みについて記載することとする。

- （2）有識者等で構成される選定委員会を開催し、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で、以下の要件を満たすものを支援対象として選定し、決定する。

なお、グローバル産地と連携した品種については、予算の範囲内で優先的に採択するもの

とする。

- ① 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること。
 - ② 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性等の出願要件を満たしていること。
 - ③ 海外において当該品種の品種登録を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。
- (3) 海外への品種登録や通関手続に精通した専門知識を有する者等と契約（支援対象となる品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。）し、その契約者又は当該育成者権者が海外への品種登録に関する手続等を行う際に必要となる経費のうち、我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は定額、それ以外は1/2以内を補助金として交付する。

（補助対象経費）

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

選定委員会及び事務局経費：人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、光熱水料、翻訳費、印刷費、資料作成費、通信運搬費、文献・資料等購入費、借料等）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

2 海外育成者権侵害対策

我が国で育成された品種の海外における育成者権の侵害及びその疑義事案等に関して、次に掲げる（1）から（3）までに従い、支援対象事案を選定する。

- (1) 支援対象とする育成者権の侵害及び疑義又は侵害警告等について、育成者権者等侵害案件当事者から公募する。
- (2) 有識者等で構成される選定委員会を開催し、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で支援対象を選定する。
- (3) 海外において侵害案件当事者が行う権利侵害の事実を証明するために必要な調査や栽培差止め、警告等の権利行使等に要した費用、侵害警告を受けた者が行う権利侵害に関する調査、差止請求等に要した経費の2/3以内を補助金として交付する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、翻訳費、通訳費、資料作成費等）、係争支援費、鑑定等の調査費、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

3 種苗資源の保護

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、国際競争力を持つ優良な品種であって国内では種苗生産体制の維持が困難となっている親品種等の種苗資源を保存するため、以下の取組を行う。

- (1) 以下のいずれかの要件を満たす取組を公募する。

- ① 伝統野菜等多様な品種の開発に必要となる種苗資源の生産体制を確立し、地域において将来にわたって確実に保存する取組、在来種等の持つ特性や遺伝子情報の評価等を行う取組

- ② 伝統野菜等について市場のニーズに応じて種苗資源を地域において安定的に供給する産地の体制を構築する取組
- ③ 生産体制の維持が困難となっている優良な品種の親品種等について、海外に流出させないよう国内で保護管理する取組
- (2) 有識者等で構成される選定委員会を開催し、支援対象とする取組を決定し、事業実施者を採択する。
- (3) 支援対象の取組に係る経費の1/2以内を補助金として交付する。
(補助対象経費)
人件費、謝金、旅費、会場費、事務費（消耗品費、光熱水料、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、資材費、借料、特性評価試験費、遺伝子解析費、データ分析費、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）
- 4 植物品種保護制度の運用改善
種苗流通の過程で海外への流出を防止することが困難な事態に鑑み、種苗業者と農業者との間で、種苗販売時において簡易な許諾契約を実施するための手法について、実証等の取組を行う。
(補助対象経費)
人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費、借料等）、実証調査費（サンプル作成費、印刷費、機器リース代）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）
- 5 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第6の3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
 - (3) その他本事業を実施する上で必要と認められない経費

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度から令和4年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 本事業を効果的に実施するための知的財産等に関する知見を有していること。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、食料産業局長に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）第3の1から4までの項目に係る追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1の2の（2）の植物品種等海外流出防止総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- （4）4により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の着手

- （1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、食料産業局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した植物品種等海外流出防止総合対策事業に関する交付決定前着手届（別記様式2）を食料産業局長に提出するものとする。

- （2）（1）のただし書により交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別記様式1の別添の「総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- （1）委託先が決定している場合は、委託先名
- （2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業の実施

1 植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の1、2及び3の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- （1）交付対象要件の定義及び補助金の額
- （2）交付申請及び実績報告の手続
- （3）交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- （4）申請の取下げの手続
- （5）事業実施計画の（変更）承認等の手続

- (6) 補助金の支払の手續
- (7) 交付決定の取消し等の手續
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び報告手續

事業実施主体は、実施規程に定める事業実施計画を間接補助事業者である事業実施団体等（以下「事業実施団体等」という。）に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。第3の1の事業の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域及び国内代理人（定まっている場合）を、第3の2の事業の実施計画には、対象品種、侵害内容、対応方針及び支援範囲を、第3の3の事業の実施計画には、対象作物・地域、事業目的・目標及び実施体制を明記することとする。

また、事業実施主体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で別記様式4により事業実施団体等への採択通知に先立ち、食料産業局長に報告するものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、事業実施計画の承認後、事業実施団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払を行うものとする。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施団体等に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

食料産業局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が不十分と判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第6号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第5の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第15の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第7号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から一部改正する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から一部改正する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から一部改正する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から一部改正する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 6 の 1 及び 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）
申請書

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※ 注 1 関係書類として、別添 1 及び参考書類を添付すること。

なお、別添 1 中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由について記載すること。

注 2 変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 1」を「第 5 の 2」とし事業実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては記入を省略できる。

注 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を記載すること。なお、別添 1 中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別添 1

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載すること。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載すること。
※本事業における組織体制の概要を図等で示すこと。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示すこと。	

2 事業目的

--

3 実施内容

(1) 海外出願促進対策

ア：実施内容
イ：実施方法（公募方法、管理・運営方法、選定委員会メンバー、選定基準等）
ウ：年間スケジュール

(2) 海外育成者権侵害対策

ア：実施内容
イ：実施方法（公募方法、対象事案選定、選定委員会メンバー、選定基準等）
ウ：年間スケジュール

(3) 種苗資源の保護

ア：実施内容
イ：実施方法（管理・運営方法・選定委員会メンバー等）
ウ：年間スケジュール
エ：成果目標（地域において保存する取組の現状を改善(生産量の維持、後継者の確保等)した件数〇件など、できる限り定量的な目標を記載して下さい)

(4) 植物品種保護制度の運用改善

ア：実施内容
イ：実施方法（管理・運営方法等）
ウ：年間スケジュール

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
1 海外出願促進 対策費 (1) 海外への品 種登録出願に係 る公募・選定・ 支援に係る経費 (2) 我が国農産 物の輸出力強化 のため重要な品 種の海外への品 種登録出願に係 る経費 (3) (2) 以外 の海外への品種 登録出願支援に 係る経費 2 海外育成者権 侵害対策に係る 経費 3 種苗資源の保 護に係る経費 4 植物品種保護 制度の運用改善 に係る経費	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容及 び当該事業に 要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

別記様式2（第6の3関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

植物品種等海外流出防止総合対策事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業の内容	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	円			

別記様式3（第7の1関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程の（変更）承認申請について

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6061号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程の承認（変更）を申請する。

注：関係書類として、植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程を添付すること。

別記様式4（第7の2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画の報告について

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6061号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

注：関係書類として、別添2を添付すること。

別添 2

(1) 海外出願促進対策

支援対象者名	植物種類名 (和名)	品種名	出願 番号	登録 番号	出願先 国・地 域	国内代 理人名	採択の 可否

(2) 海外育成者権侵害対策

支援対象者名	植物種類名 (和名)	品種名	出願 番号	登録 番号	侵害内容、対応方 針、支援範囲等	採択の 可否

(3) 種苗資源の保護

支援対象者名	取組内容：対象作物・地域、事業目的・目標、実施体制等	採択の 可否